

前 金	部 分 払
有	0 回

平成 29 年度
農基 第 2-1 号

納所排水機場(新館)電気設備(蓄電池)取替修繕設計書

修繕仕様は特記以外は三重県公共工事共通仕様書及び工事監督員の指示による。

津市農林水産部
農業基盤整備課

平成 2 9 年度		農基 第 2-1 号		修 繕 設 計 書	
施工場所		津市納所町地内		部長	
				次長	
修繕名		納所排水機場(新館)電気設備(蓄電池)取替修繕		課長	
				検算者	
設計額		(うち消費税等相当額)		調整担当主幹	
				担当副主幹	
工 期		平成30年 1月29日限り		設計者	
長	—	巾	—		
修 繕 の 大 要					
蓄電池設備取替修繕 一式 触媒栓式据置鉛蓄電池(3セル/個) 18個					

位置図

平成29年度 農基第2-1号
納所排水機場(新館)電気設備(蓄電池)取替修繕



縮尺 1 : 10000

100 50 0 100 200

設 計 内 訳 表								
費目	工種	種別	細別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
本工事費								
工事原価								
機器費				式				
					1.000			
機器費				式				
					1.000			
機器費				式				第 0001 号 明細表
					1.000			
機器費計				式				
					1.000			
据付工事原価				式				
					1.000			
直接工事費								
労務費								

設 計 内 訳 表								
費目	工種	種別	細別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
		一般労務費		式				第 0002 号 明細表
					1.000			
		技術労務費		式				第 0003 号 明細表
					1.000			
		直接経費						
		機械経費（率計上額）		式				
					1.000			
		仮設費						
		仮設費（率計上額）		式				
					1.000			
		直接工事費計		式				
					1.000			
		間接工事費						
		共通仮設費						

設 計 内 訳 表								
費目	工種	種別	細別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
		準備費		式				第 9001 号 明細表
					1.000			
		共通仮設費（率計上額）		式				
					1.000			
		共通仮設費計		式				
					1.000			
		純工事費		式				
					1.000			
		現場管理費		式				
					1.000			
		据付間接費		式				
					1.000			
		据付(技術者)間接費		式				
					1.000			
		据付(機器)間接費		式				
					1.000			
		間接工事費計		式				
					1.000			

設 計 内 訳 表								
費目	工種	種別	細別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
据付工事原価計				式				
					1.000			
工事原価計				式				
					1.000			
一般管理費等				式				
					1.000			
工事価格				式				
					1.000			
消費税及び地方消費税相当額				式				
					1.000			
本工事費計				式				
					1.000			

第 0001 号 明細表 機器費					
1 式 (上段 : 前 回 下段 : 今 回)					
名称 規格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘要
蓄電池 HS-30-6E	式				第0001号単価表
		1.000			
合 計					

第 0002 号 明細表 一般労務費					
1 式 (上段 : 前 回 下段 : 今 回)					
名称 規格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘要
据付・撤去	式				第0002号単価表
		1.000			
合 計					

第 0003 号 明細表 技術労務費					
1 式 (上段 : 前 回 下段 : 今 回)					
名称 規格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘要
据付・調整	式				第0003号単価表
		1.000			
合 計					

第 9001 号 明細表 準備費					
1 式 (上段 : 前 回 下段 : 今 回)					
名称 規格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘要
産業廃棄物処分費	式				
		1.000			
合 計					

SJ0010 蓄電池 HS-30E		第 0001 号単価表 1.000 式 当り			
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
触媒栓式据置鉛蓄電池 HS-30-6E	個	18.000			
合 計	式	1.000			
単位当り	式	1.000	当り		

SJ0020 据付・撤去		第 0002 号単価表 1.000 式 当り			
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
据付 電工	人				
撤去 電工	人				
合 計	式	1.000			

SJ0020 据付・撤去		第 0002 号単価表 1.000 式 当り			
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
単位当り	式	1.000	当り		

SJ0030 据付・調整		第 0003 号単価表 1.000 式 当り			
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
据付 電気通信技術者	人				
単体調整 電気通信技術者	人				
合 計	式	1.000			
単位当り	式	1.000	当り		

平成29年度 農基第2－1号
納所排水機場（新館）電気設備（蓄電池）取替修繕

数 量 総 括 表

レベル1 : 工事原価

修 繕 数 量 総 括 表							
レベル1 (工事区分)	レベル2 (工種)	レベル3 (種別)	レベル4 (細別)	レベル5 (規格)	単位	数量	摘要
工事原価							
	機器費						
		機器費					
			機器費	触媒栓据置鉛蓄電池 型式：HS-30-6E	式		
						1	定格：108V 30Ah/10HR
	据付工事原価				式		
						1	
		直接工事費			式		
						1	
			労務費		式		
						1	
			直接経費		式		
						1	
			仮設費		式		
						1	
		間接工事費			式		
						1	
			準備費	産業廃棄物処分	式		
						1	

数 量 計 算 書					
レベル2 (工種)	レベル3 (種別)	レベル4 (細別)	レベル5 (規格及び数量)	単位	数量
機器費 据付工事原価	機器費	機器費	触媒栓据置鉛蓄電池 型式:HS-30-6E 定格:108V 30Ah/10HR	式	1.0
	直接工事費	労務費 (一般労務費)	【電工】 据付 人 撤去 人 人	式	1.0
		(技術労務費)	【技術者】 据付 人 単体調整 人 (組合せ試験含む) 人	式	1.0
		直接経費 (機械経費)		式	1.0
		仮設費 (仮設費)		式	1.0
	間接工事費	準備費	産業廃棄物処分 既設蓄電池18個	式	1.0

平成 29 年度 農基第 2－1 号

納所排水機場（新館）電気設備（蓄電池）取替修繕

仕 様 書

第 1 章 一般共通事項

1 適用範囲

本仕様書は、津市が発注する機械・電気設備に係る工事及び修繕（以下、「工事等」という。）に適用する。

2 関係法令等に遵守

本仕様書において特に明記無き事項については三重県公共工事共通仕様書（三重県県土整備部公共事業運営課監修兼編集）に従い施工すること。

また、機器仕様に記載した事項のほか使用する機器及び材料等については、その性質、操作性等を十分考慮したものを使用し、工事等の施工にあつては関係法令、県・市条例、規則、規定及び規格等を遵守することとし、下記に示す関係法令、規格等については特に留意すること。

- (1) 労働安全衛生法
 - (2) 消防法
 - (3) 建設リサイクル法
 - (4) 電気事業法
 - (5) 電気用品安全法
 - (6) 電気技術規程（JEAC） [内線規定] [高压受電設備規程]
 - (7) 建築基準法
 - (8) 計量法
 - (9) 内線規程
 - (10) 日本工業規格（JIS）
 - (11) 日本電線工業会規格（JCS）
 - (12) 電池工業会規格（SBA）
 - (13) 日本照明器具工業会規格（JIL）
 - (14) 電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）
 - (15) 日本電機工業会標準（JEM）
 - (16) （機械・電気）設備工事一般仕様書及び標準仕様書（日本下水道事業団）
 - (17) （機械・電気）設備工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
 - (18) 三重県公共工事共通仕様書
 - (19) 電気設備に関する技術基準を定める省令
 - (20) その他関係法令、条例及び規格、及び日本下水道事業団（JS）発刊基準類
- 上記の法律等は、全て適用するものの内容が競合等の重複する場合には協議をし決定する。

3 打ち合わせ

本工事等の請負契約終結後、すみやかに受注者は、本市監督員との打ち合わせ及び現場調査等を実施し、その施工内容を熟知すると共に、疑義があればこれを正し、受注者はその打ち合わせ内容についての議事録を作成し、記録等を整備するものとする。

4 承諾図書

受注者は、機器製作にあたり機器詳細仕様書、機器詳細図（製作機器及び購入機器の主要部品図、付属品図等を含む）、その他、必要な図書を本市に提出し、承認を受けるものとする。

5 軽微な変更

全て設計図書及び仕様書に基づき施工するものとして、これに明記なきものの、軽微な変更については、本市監督員の指示によるものとする。

- 6 器材・機器類の保管
受注者は、本工事等に必要な資材等の集積場所及び保管場所等について本市監督員の指示を受けて受注者の責任により管理すると共に、工事等の竣工引き渡しまでの器材・機器類等の保管、保護をしなければならぬ。
- 7 既設営造物の損傷、その復旧
受注者が既設の建築物及び構造物あるいはその設備、機器及び装置並びに備品等を破損、損傷または汚染した場合は、速やかに現状に復旧させると共にその費用の一切を受注者が負担する。
- 8 提出書類
提出書類は原則として三重県公共工事共通仕様書に記載するもの他、本市監督員の指示が必要な書類を提出するものとする。
なお、そのサイズは、指定なきものを除き原則全てA4版とする。
- 9 試験及び検査
(1) 受注者は、機器及び材料の試験を行い、その成績書を本市監督員に提出し、承諾を受けるものとする。
(2) 主要機器については、製作工場において本市監督員等の立ち会いのもとに諸試験を行うことができる。この場合、立会日の10日以前に必要な書類を添付のうえ、その試験、検査等について書面で申し出ること。
(3) 機器、材料の検査及び試験のうち、公的またはこれに準ずる機関の発行した証明書等により、その成績が確認できるものについては、本市監督員の承諾のもとに省略することができる。なお、各試験、検査等は、受注者において必要な計器機器等を負担、準備し、実施しなければならない。また試験及び検査等に市監督員が立ち会わない場合は、その試験結果について写真、資料等を添付し本市監督員に報告すること。
(4) 試験及び検査の結果、本市監督員等の承諾が得られず、工事等に使用することが不適当なものと判断された場合には、受注者は、いかなることも使用してはならない。
- 10 機器製作及び現場施工の記録写真
(1) 写真の分類
ア 着手前、現場施工状況及び完成写真（同一アングルにて撮影のこと）
イ 機器製作状況写真（機器製作手順による工事製作状況写真、既製標準品は除く）
ウ 現場施工写真（現場における施工状況写真）
エ 安全管理写真
オ 材料検収写真
カ 品質管理写真
キ 出来形管理写真
(2) 写真の色彩、大きさ
カラー・サービズサイズ
(3) 写真の撮影基準
ア 写真の撮影にあたっては、修繕名、工種内容、測点等の必要な項目を記載した小黒板を被写体と共に写し込むこと。
イ 不可視部分の写真整理
不可視になる出来形部分については、出来形寸法等が確認できるよう特に注意して撮影しなければならない。

11 竣工

(1) 施設等の受け渡し (引き渡し)

工事等の完了に伴う設備、機器、施設等の受け渡しは、本市のほか必要な関係官公庁署の試験、検査等に合格した後とする。

(2) 技術指導

完成施設等の使用に先立ち各機器の操作技術について講習会等を受注者の責任において実施し、必要な資料を提出すること。

(3) 保証

ア 保証期間は、完成検査合格後 (引き渡しの日より) 2 年間とする。

イ 保証期間中に生じた施工及び材質あるいは構造上の欠陥による全ての破損及び故障等については、受注者の負担にて速やかに補修、改造または新品と交換を行わなければならない。

ウ 保証期間満了時には、受注者の担当技術者を派遣し、設置機器あるいは工事等の対象設備の点検及び整備を実地しなければならない。

エ 保証書は、完成図書に綴じ込むものとする。

12 疑義

(1) 本仕様書及び添付図面等の内容についての不明な事項は、必ず本市監督員に照会し、説明を受けること。

(2) 施工中において、図面、仕様書、その他に疑義を生じた場合は、全て本市監督員の指示及び解釈による。

13 その他

(1) 本工事等の設計図書、仕様書に記載する一切の機材等は、全て受注者が調達するものとし、工事等の実地の結果、設計数量より多少増加したり、詳細にわたり明記されていない事項であっても工事等の性格上、当然必要なものについては、全て受注者の負担とする。

(2) 受注者は、工事等の施工にあたり特許権、その他第三者の権利の対象となっている機器、部材を設置または使用する時は、その設置及び使用に関する一切の責任を負うものとする。

(3) 設備機器等の維持管理上、必要な予備品、消耗品及び工具類については、その一覧表を本市監督員に提出し、承諾を受けた後、納入するものとする。

第2章 修繕仕様

1 修繕概要

納所排水機場（新館）の直流電源装置用蓄電池等を取替えることにより、施設の円滑な運用を図るものである。

2 修繕内容

- (1) 直流電源装置の蓄電池取替（取替機器は下記既設仕様同等品以上とする）及び廃棄物の処分
- (2) 上記に伴う必要な修繕
- (3) 試運転及び試験調整

3 既設直流電源装置仕様

【蓄電池】

ア	形式	触媒栓式据置鉛蓄電池 HS-30-6E
イ	数量	54セル (3セル/個×18個)
ウ	容量	30 A h (10時間率)
エ	公称電圧	108 V (3V/セル)
オ	据付方法	整流器下部収納方式
カ	既設メーカー	古河電池(株)

4 今回取替機器仕様

【蓄電池】

ア	形式	触媒栓式据置鉛蓄電池 HS-30-6E
イ	数量	54セル (3セル/個×18個)
ウ	容量	30 A h (10時間率)
エ	公称電圧	108 V (3V/セル)
オ	据付方法	整流器下部収納方式
カ	付属品	電解液入り、初充電済み、セル間接続導体含む

5 その他事項

- (1) 撤去品の処分について
撤去品が産業廃棄物の対象となる場合は、産業廃棄物処理の許可を有する施設で処理すること。
また、受入れ先のマニフェスト等を施工管理資料として監督員に提出すること。

(2) ポンプ場は強制排水の施設もありポンプの運転状況の把握、潮時を考慮のうえ作業のこと。なお、雨天時は作業を控え大雨等における既存施設の運転に支障の来さないよう万全を尽くすこと。

第3章 産業廃棄物収集運搬車への表示・書面備え付け

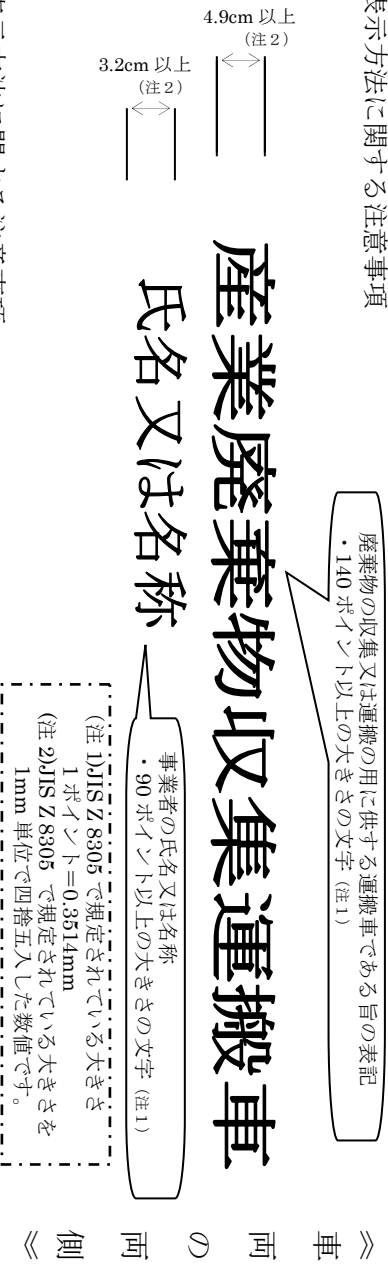
〔産業廃棄物収集運搬車への表示・書面備え付け〕

産業廃棄物の収集運搬に係る表示及び書面備え付けを行うものとする。

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業者の表示例

排出事業者が自ら収集運搬する場合の表示例

表示方法に関する注意事項



表示方法に関する注意事項

- ・車両の両側面（車体の外側）の見やすい位置にわかりやすいように表示すること。
- ・表示は車体に直接塗装するか、プレートを車体に鋲で固定することが望ましい。やむを得ずステッカー、はめ込みプレート、マグネットにより着脱が可能な方法で表示を行う場合、ステッカー等の素材には風雨に耐えられるものを使用すること。また、走行中に破損したり、車体から外れたり、他者に容易に取り外されないようにすること。
- ・文字・数字には、車体・ステッカー等の色を考慮し、識別しやすい色を用いること。また、風雨でかすれたり、容易に書き換えられないようにすること。汚れ等が付着した場合は、ただちに取り除くこと。

9 提出書類

提出書類は原則として三重県公共工事共通仕様書に記載するもの、他、本市監督員の指示に必要な書類を提出するものとする。

なお、そのサイズは、指定なきものは原則A4版とする。

特記仕様書（共通編）

No.1

大区分	中区分	小区分（条件及び内容）
共通	共通	☒ 本工事の施工にあたっては、三重県発行の「三重県公共工事共通仕様書」（平成28年7月）に準じて行うものとする。 ☒ 津市工事請負契約約款、図面及び別紙特記仕様書（施工条件明示一覧表）並びに特記事項は、三重県発行の「三重県公共工事共通仕様書」（平成28年7月）に優先する。 ☒ 本工事はすべて設計図書（図面、仕様書並びに現場説明書及び現場説明に対する質問解答書を含む）によるほか、津市契約規則及び津市建設工事執行規則により執行する。 ☒ 設計図書において疑義が生じた場合は監督員の指示による。
	施工計画	☒ 品質及び出来形の基準値・規格値について、三重県公共工事共通仕様書で定めのない工種は、監督員との協議による。 ☒ 選任を必要とする作業においては、作業主任者等を配置し、必要な資格者一覧を作成するとともに免許の写しを提出するものとする。 ☒ 工事中の安全確保のため、労働安全に結びつく労働者が保有する資格者（クレーン運転士、玉掛作業者など）の一覧を作成しその資格証の写しを提出するものとする。
	施工体制台帳	☒ 受注者は工事を施工するために下請負契約を締結した場合には、下請金額にかかわらず施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出すること。
	工事測量	☐ 施工前に、基準点、KBM、縦横断面及び工事区間内の境界の確認の測量を行い、その結果を監督員に報告するものとする。 ☐ 工事区間内の境界は、受注者の責任において原形復旧できる資料を作成、保存し、調査資料は監督員へ1部提出するものとする。
	施工	☒ 契約書、設計書及び仕様書に明示されていない事項であっても、機能上及び施工上当然必要と認められるもの、並びに取合いのはつり・補修・復旧は、受注者の負担で処理するものとする。 ☐ 工事中（養生中を含む）の隣接家屋の乗り入れについては、所有者と十分に協議の上、必要に応じ、鉄板等にて対応するものとする。 ☐ 排水構造物の施工については、常時通水可能な状態を確保し、異常時には臨機の措置を講じるものとする。
工程	工程	☒ 本工事の工期は、休日、雨天のほか、社会的制約条件による要因を考慮してのものである。
	関係機関協議	☐ 施工前、ゴミ置場等施工上移設が生じる場合は、所有者、関係自治会等調整し移設場所を確定し、回覧等により周知徹底を行うものとする。他の物件で移設が生じる場合も、同様の扱いとする。 ☒ 受注者は、工事着手前はもとより、工事期間中を通じて、必要の都度、工事内容を地元住民及び通行人等関係者に周知し、工事への協力を求めるための文書を配布するなど必要な措置を講ずるものとする。 ☐ 地下埋設物の対応について、各管理者と監督員の立会のもと、試掘調査を行うものとする。 ☐ 施工箇所付近に占用物件が予想される場合には、工事施工に先立って地下埋設（上空占用を含む）の詳細情報を関係機関から調査収集し、受注者より各管理者と現地立会を行うなど、施工に際し十分に協議確認を行うものとする。 ☐ 地下埋設物及び上空占用物を誤って切断した場合の緊急時の対策として、必ず監督員まで詳細を報告し、速やかに関係機関へ連絡を取るとともに周辺住民に対しても適切な処置を行うものとする。 ☐ 他の工事等と重複する場合も考えられるため、施工時期や交通規制等に綿密な調整を図り、十分な配慮をもって施工するものとする。
	官公庁への手続き等	☐ 交通障害に伴う道路使用許可の手続き、消防への工事届け等を速やかに行うものとする。なお、道路使用許可申請にかかる手数料は、受注者の負担とする。

（注）上記条件及び内容のレ印当該欄は、工事において制約を受ける事となるので明示する。
 変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津市 平成29年4月

特記仕様書（共通編）

No.2

大区分	中区分	小区分（条件及び内容）
用地・補償関係	事業損失	☐ 家屋事前調査は、調査前に対象住民への周知を行い、調査後に工事着手するものとする。 ☒ 受注者の責における金銭的補償等は、受注者の責任において適切に処理するものとする。補償対象者より領収書、承諾書等を徴収し、監督員に報告するものとする。ただし、その内容によっては、市と受注者が協議し、市が処理する場合もある。
	民地の保全	☐ 官民若しくは民民の境界を示すもの（杭、紙、プレート等）が発見された場合は、施工前に監督員に報告するものとする。 ☐ 工事により境界杭等が破損、亡失した場合は、工事完了後復元を行うものとする。その際には、関係者と立会、承認を得るものとする。
安全対策	工事中の安全確保	☐ 施工箇所において、通学路であった場合は、対象の学校と十分協議をし、工程の調整を図るものとし、通学者の安全を確保するものとする。 ☒ 資機材の搬出入と通行時間は適切な時間帯に行い、沿線住民等への周知を図るものとする。これにより難しい場合は、関係自治会等と協議を行うものとする。 ☐ 地山掘削・床掘時は、既設構造物に損傷が出ないように、適切な措置を行うものとする。また、万が一損傷を与えた場合には、受注者の責において対処するものとする。 ☐ 図示してある掘削及び床掘については、計算用に用いた線であり、施工段階では各安全法令を遵守し施工状況、地下水等を考慮し現場にあわせた勾配等、対策を講じて施工するものとする。 ☐ 工種（ ）について、施工日の即日開放を原則とする。 ☐ 工種（ ）について、事前に（ ）警察署）と立会を行い、確認後、施工を行うものとする。 ☒ 現場にて使用する各種建設機械は、持込者や点検・整備・維持管理状況が把握できるよう、受注者において書類により整理し、監督員もしくは検査員が求めた際には提示すること。 ☐ 現場において設置する仮設工は、設置完了時や使用中の点検及び管理についてチェックリスト等を活用して実施・整理し、監督員もしくは検査員が求めた際には提示すること。 ☒ 現場代理人は、豪雨、出水、その他の天災に対しては、平素から気象情報などについて十分な注意を払い、常にこれに対処できる準備をしておくものとする。 ☒ 工事中は、路面に段差や小構造物等突起物がないう仮舗装等で十分なすり付けを行い、毎日の作業終了後工事現場内を十分に調べ、危険な箇所はその日のうちに補修を行うものとする。
	交通安全管理	☒ 工事の施工に伴って、工事車両の出入口及び交差道路に対し、一般交通の安全誘導が必要となる箇所には、交通の誘導・整理を行う者（以下「交通誘導警備員」という）を配置し、公衆の交通の安全を確保するものとする。 ☐ 交通誘導警備員のうち1人は有資格者（平成17年警備業法改正以降の交通誘導警備業務にかかる1級又は2級検定合格者）または、交通の誘導・整理の実務経験3年以上の者を配置するものとする。 ☐ 受注者は、交通誘導警備員を雇用するにあたり、その警備会社と雇用期間中等労働条件並びに傷害保険等に関する契約書を締結し、その契約書（写し）を監督員に提出すること。また、交通誘導警備員の配置者一覧表（資格・実務経験年数を明示したもの）及び配置者名の明記された伝票を監督員へ提示するものとする（但し、監督員が提出を求めた場合は提出するものとする）。 ☐ 交通誘導警備員に一日一日の工事（どこまで進入できるか等）を十分把握させ、地元車両の出入り等、交通整理に円滑な処置がとれるようにするものとする。

（注）上記条件及び内容のレ印当該欄は、工事において制約を受ける事となるので明示する。
 変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津市 平成29年4月

特記仕様書（共通編）

No.3

大区分	中区分	小区分（条件及び内容）
環境対策	環境対策	☒ 現場施工及び、現場外走行時の防塵対策については、周囲に粉塵等の影響が無いよう対策を講じ、通行及び人家に対し十分配慮すること。万が一被害が生じた場合は、受注者の責において解決にあたるものとする。 ☐ 土粒子を多量に含み、排水施設等に悪影響を及ぼすと考えられる放流については、沈砂または濾過施設を通して放流するものとする。 ☒ 受注者は産業廃棄物の処理を委託する際、運搬については産業廃棄物収集運搬業者等と、処分については産業廃棄物処分業者等と、それぞれ個別に直接契約し、その契約書（写し）及び収集運搬業・処分業の許可証（写し）を監督員に提示もしくは提出すること。 ☒ 廃棄物処理及び清掃に関する法律に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）は産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供し、また受注者は、処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督員が提示を求めた場合は提示するものとする。
資料作成	提出書類	☒ 工事日誌については、監督員が指示した場合、提出するものとする。 ☒ 完成写真は、着手前・施工中・完成時に、起点及び終点において必ず同一方向となるように撮影し、3枚1組として、工事写真帳の上段・中段・下段に整理し、完成写真として提出するものとする。（提出部数2部 用紙サイズ：A4） ☒ 工事完成報告書の提出部数は2部とする。 ☒ 受注者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を受注者の責任と費用負担において整備し、使用前に監督員に提出し、確認を受けるものとする。 ・アスファルト混合物（事前認定審査を受けた混合物の認定書の写し）、生コンクリート（製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料）、購入土、碎石（新材）等 ※その他材料に関する資料についても原則、全て提出するものとするが、主たる材料以外で使用量が少量の場合は資料の提出について監督員と協議できるものとする。
	部分下請負通知書	☒ 受注者は、工事の一部分において下請負させる場合は、全て部分下請負通知書を当該下請負業者の施工開始日までに監督員に提出するものとする。部分下請負通知書には下請負業者（再下請負業者を含む）との契約書等の写し、下請負業者（再下請負業者を含む）の建設業の許可の写し及び主任技術者等の資格者証の写し等を添付するものとする。なお、建設業にない下請負の場合、書面上の主任技術者を作業責任者等と読み替え、下請業者に当該業務の資格者証の写しを添付するものとする。 ☐ 特定建設業者で下請負金額の総額が、建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上の場合、受注者は、本工事をつかさどる監理技術者の資格証明書の写しを提出するものとする。
支払いに関する事項	前金支払いに関する事項	☒ 請負代金の額が130万円以上の契約において、受注者が公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合で、市が必要と認めたときは、契約金額の10分の4以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いするものとする。

（注）上記条件及び内容のレ印当該欄は、工事において制約を受ける事となるので明示する。
 変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津市 平成29年4月

特記仕様書（共通編）

No.4

大区分	中区分	小区分（条件及び内容）
その他	名札	☒ 受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させるものとする。 <名札の例> 主任・監理技術者 写 真 2cm×3cm 程度 氏 名 ○○ ○○ 工事名 ○○○○工事 工 期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日 会 社 ○○建設株式会社 印 注１）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。 注２）所属会社の社印とする。
	部分使用	☐ 部分使用箇所（ ） ☐ 部分使用時期（ ） ☐ 部分使用目的（ ）
	部分引渡し	☐ 部分引渡し指定部分（ 別途説明書に記載 ） ☐ 部分引渡し時期（ ）
	巡回	☐ 当工事は、公共工事の品質確保の促進を図るものとして、検査課において工事中の施工状況の確認等を行う現場パトロールの対象となる。
	その他	☐

(注) 上記条件及び内容のレ印当該欄は、工事において制約を受ける事となるので明示する。
変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津市 平成29年4月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No. 1

明 示 項 目		明 示 事 項		条 件 及 び 内 容	
工 程 関 係	☐	別途工事との工程調整が必要あり	☐	調整項目（ ☐ 資材等の流用 ☐ 仮設及び工事用道路等の調整 ☐ 建設機械等の調整 ☐ 施工順序の調整 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ）	
	☐	施工時期、施工時間及び施工方法の制限あり	☐	制限する工種名（ ） 施工時期及び施工時間（ ） 施工方法（ ）	
用 地 関 係	☐	工期	☐	工期は、繰越手続きが完了後、（ ）月（ ）日）までに変更します。	
	☐	他機関との協議が未完了	☐	協議が必要な機関名（ ） 協議完了見込み時期（ ）	
公 害 対 策 関 係	☐	占有物件との工程調整の必要あり	☐	占有物件名（ ☐ 電気 ☐ 電話 ☐ 水道 ☐ ガス ☐ その他（ ））	
	☐	その他（ ）	☐	その他（ ）	
用 地 関 係	☐	用地補償物件の未処理箇所あり	☐	未処理箇所（ ☐ 別添図 ☐ No. ～No. ☐ 別途協議（ ）	
	☐	仮設ヤードの有無	☐	完了見込み時期（ ☐ 平成 年 月 頃 ☐ 別途協議（ ）	
公 害 対 策 関 係	☐	仮設ヤード使用期間（ ）	☐	仮設ヤード（ ☐ 官有地 ☐ 民有地 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ）	
	☐	仮設ヤードからの運搬距離（L＝ km）	☐	仮設ヤード使用期間（ ）	
公 害 対 策 関 係	☐	仮設ヤードからの運搬距離（L＝ km）	☐	仮設ヤードからの運搬距離（L＝ km）	
	☐	使用条件・復旧方法（ ）	☐	使用条件・復旧方法（ ）	
公 害 対 策 関 係	☐	その他（ ）	☐	その他（ ）	
	☐	その他（ ）	☐	その他（ ）	
公 害 対 策 関 係	☐	施工方法の制限あり	☐	制限項目（ ☐ 騒音 ☐ 振動 ☐ 水質 ☐ 粉じん ☐ 排出ガス ☐ その他（ ））	
	☐	事業損失防止に関する調査あり	☐	施工方法等（ ☐ 指定工法名（ ） ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ））	
公 害 対 策 関 係	☐	調査項目（ ☐ 騒音測定 ☐ 振動測定 ☐ 水質調査 ☐ 近接家屋の事前・事後調査 ☐ 地盤沈下測定 ☐ 地下水位等の測定 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ））	☐	調査項目（ ☐ 騒音測定 ☐ 振動測定 ☐ 水質調査 ☐ 近接家屋の事前・事後調査 ☐ 地盤沈下測定 ☐ 地下水位等の測定 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ））	
	☐	調査方法（ ☐ 別途資料 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ））	☐	調査方法（ ☐ 別途資料 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ））	
公 害 対 策 関 係	☐	調査費（ ☐ 別途資料 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ））	☐	調査費（ ☐ 別途資料 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ））	
	☐	その他（ ）	☐	その他（ ）	
安全対策関係	☒	交通安全施設等の指定あり	☒	交通安全施設等の配置（ ☐ 別途図面 ☐ その他（ ） ☒ 別途協議（ ））	
	☐	近接公共施設等に対する制限	☐	交通安全管理要員の配置（ ☐ 別途図面 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ）） ☐ 指定路線 ☐ 指定路線以外 ☐ 配置人員数（ ）人（うち交通誘導警備員A（ ）人） （注：配置人員数の変更は原則行わないものとする。但し、指定路線以外で交通誘導警備員Aが配置できない場合は変更の対象とする。）	
安全対策関係	☐	土砂崩落・発破作業に対する防護施設等に指定あり	☐	施工時間の制限	
	☐	イメージアップ経費適用工事	☐	工法制限あり ・近接公共施設名等（ ☐ 鉄道 ☐ 電気 ☐ 電話 ☐ 水道 ☐ ガス ☐ その他（ ）） ・制限を受ける工種（ ） ・制限内容（ ）	
安全対策関係	☐	イメージアップの内容（率分）（ ）	☐	安全防護施設等の配置（ ☐ 別途図面 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ））	
	☐	イメージアップの内容（積上）（ ）	☐	保安要員の配置（ ☐ 別途図面 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ））	
安全対策関係	☐	その他（ ）	☐	イメージアップの内容（率分）（ ）	
	☐	その他（ ）	☐	イメージアップの内容（積上）（ ）	
安全対策関係	☐	その他（ ）	☐	その他（ ）	
	☐	その他（ ）	☐	その他（ ）	

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津市

平成29年4月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No. 2

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
工事用道路関係	☐ 一般道路（搬入路）の使用制限あり ☐ 仮設道路の設置条件あり	☐ 経路及び使用期間の制限内容（ ☐ 別途図面 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ） ☐ 使用中及び使用後の措置（ ☐ 別途図面 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ） ☐ 用地及び構造（ ☐ 別途図面 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ） ☐ 安全施設（ ☐ 別途図面 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ） ☐ 使用中及び使用後の措置（ ☐ 別途図面 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ） ☐ その他（ ）
仮設備関係	☐ 仮設備の設置条件あり ☐ 仮設物の構造及び施工方法の指定 ☐ その他（ ）	☐ 使用期間及び借地条件（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ） ☐ 転用あり（ ） ☐ 兼用あり（ ） ☐ その他（ ） ☐ 構造及び設計条件（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ） ☐ 施工方法（ ） ☐ その他（ ）
残土・産業廃棄物関係	☐ 残土処分（自由処分） ☐ 残土処分（指定処分・他工事流用） ☒ 産業廃棄物の処理条件あり ☐ 提出書類あり ☐ その他（ 舗装切断時に発生する排水の処理 ）	☐ 残土処分地（ ☐ 別途資料 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ） 運搬距離（L＝ km） ☐ 処分地の処理条件あり（ ☐ 押土整地 ☐ その他（ ）） ☒ 産業廃棄物の種類（ ☐ コン塊 ☐ アス塊 ☐ 木材 ☐ 汚泥 ☒ その他（蓄電池）） ☒ 産業廃棄物の処分地（ ☒ 再生処分場（ ） ☐ 最終処分場（ ） ☐ 別添図書 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ） 運搬距離（L＝ km） 【注：その他の項目（ ）については、処分地を指定しなければならない場合にのみ記入のこと。】 ☒ 処分地での処理費（ ☒ 計上あり（ ☒ 処理料 ☐ 押土整地 ☐ 被覆土） ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ） ☐ 処分場の受入条件（ ） ☐ その他（ 舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、関係機関等と協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。 ）
工事支障物件関係	☐ 工事支障物件あり ☐ その他	☐ 支障物件名（ ☐ 鉄道 ☐ 電気 ☐ 電話 ☐ 水道 ☐ ガス ☐ 有線 ☐ その他（ ）） ☐ 移設時期（ ☐ 平成 年 月 頃 ☐ 別途協議） ☐ 防護（ ） ☐ その他（ ）

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津 市

平成 2 9 年 4 月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No. 3

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
排水工（濁水処理を含む）関係	☐ 濁水、湧水等の排水に際し、制限あり ☐ 水質調査等必要あり ☐ その他（ ）	☐ 項目及び基準値（ ） ☐ 調査項目（ ） ☐ その他（ ）
薬液注入関係	☐ 薬液注入工法等の指定あり ☐ 提出書類あり ☐ 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認 ☐ その他（ ）	☐ 工法区分（ ） 材料種類（ ） 施工範囲（ ） ☐ 削孔数量（ ） 注入量（ ） その他（ ） ☐ 工法関係（ ） 材料関係（ ） ☐ その他（ ）
再生材使用関係	☐ 再生材使用の指定あり ☐ 六価クロム溶出試験あり（環境告示第46号溶出試験） ☒ 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品の使用について ☐ その他（ ）	☐ 再生材の種類（ ☐ 再生Asコン ☐ 再生路盤材 ☐ 再生クラッシャーラン ☐ 道路用盛土材 ☐ 再生コン砂 ） ☐ 再生材が使用出来ない場合の措置（ ☐ 新材に変更 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議 ） ☐ 再生コンクリート砂（1購入先当たり1検体の試験を行い、試験報告書には、使用する工事名称、所在地を記載する。） ☐ 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。ただし、認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議。（認定製品の品名： ） 【注：認定製品の品名欄については、設計単価表の品名を記入すること】 ☒ 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める。（認定製品の品名： 間伐材製工事用バリケード・看板・標示板・ガードフェンス、緑化基盤材、石こうボード ） ☐ その他（ ）
そ の 他	☐ 工事用機材の保管及び仮置きが必要あり ☐ 現場発生産品あり ☐ 支給品あり ☐ 盛土材等工事間流用あり ☐ その他（ ）	☐ 保管場所（ ） 期間（ ） その他（ ） ☐ 品名（ ） 数量（ ） 保管場所（ ） その他（ ） ☐ 品名（ ） 数量（ ） 引渡場所（ ） 時期（平成 年 月 日） その他（ ） ☐ 運搬方法（ ☐ 受注者で運搬 ☐ 受注者以外で運搬 ☐ 別途協議 ☐ その他（ ）） ☐ 引渡場所（ ☐ 別添図等 ☐ 別途協議 ☐ その他（ ）） 数量（ ） 運搬距離（L＝ km） ☐ その他（ ）
適 用 条 件		☒ 三重県公共工事共通仕様書（平成28年7月版）を適用（部分改正を行った内容も含む（適用：平成29年7月1日）） ☐ 「土木構造物設計マニュアル（案） 編」を適用 ☐ その他（ ）

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津 市

平成29年4月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No. 4

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
入札・契約方式	☐ 入札時V E方式 ☐ 契約後V E方式 ☐ 設計・施行一括発注方式 ☐ プロポーザル方式 ☐ 総合評価方式	☐ 契約前のV E提案に基づき施工しなければならない。 ☐ 契約後にV E提案を受け付ける。 ☐ 細部設計の承認を受けなければならない。 ☐ 本件工事で提案不履行があった場合は、本件工事完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件（以下「発注工事」という。）で、貴社の評価点において発注工事の加算点（満点）の1割を減点します。
電 子 納 品	☐ 工事完成図書（工事写真含む） ☒ 電子納品対象外	☐ 工事完成図書は電子納品とする。ただし、電子化が困難な部分について監督員と協議承諾を得たものについてはこの限りではない。電子媒体の提出部数は、（ ☐ 2部 ☐ （ ）部）とする。 ☐ 三重県C A L S電子納品運用マニュアル（平成 24年 7月改訂）を適用
産業廃棄物税		☒ 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、設計数量を超えて請求することはできない。
工事カルテ作成・登録		☐ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、工事カルテ作成・登録を行うこと。
建設副産物情報交換システム		☐ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システム（副産物システム、発生土システム）にデータを入力すること。なお、工事完成後に発注者が建設副産物情報交換システムへの入力データの訂正等を依頼した場合などには、受注者の責任において適切に処理を行うこと。

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津 市

平成29年4月

暴力団等の不当介入の排除等に関する特記仕様書

1 趣旨

この特記仕様は、本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語

この特記仕様における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成２１年津市訓第３４号）において使用する用語の例による。

3 受注者等の義務

- (1) 本市の契約等の相手方及び下請負人等（以下「受注者等」という。）は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。
- (2) 受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。

- (3) 受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。

- (4) 受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力をするものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならない。

なお、受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となったとき、受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。

4 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置

入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められる場合、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準（平成２１年４月８日施行）に基づく指名停止措置を講じるものとする。

また、上記３の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。

5 契約等の解除

上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。

配慮依頼事項

受注者においては、この契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮いただくようお願いいたします。

なお、当該配慮依頼事項は、発注者である津市が受注者の自由な協力をお願いするものであり、受注者が津市のお願いに応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。

記

- 1 下請契約又は再委託（一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。）が認められた契約にあつては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用することに配慮してください。
- 2 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用することについても配慮してください。
- 3 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすることに配慮してください。
- 4 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用することに配慮してください。